

[資 料]

シンガポールの離婚法 1910年, 1950年

村 井 衡 平

シンガポール (Singapore)は、1819年にペナン (Penang) およびマラッカ (Malacca), さらに1826年にはボルネオ島の沿岸から離れたラブアン島 (island of Labuan) も含めて、イギリスの海峡植民地 (Straits Settlement) となり、総督 (Governor) の統轄のもとにおかれたが、1867年にイギリスの直轄植民地となった。したがって、シンガポールの法史は、大部分が海峡植民地の法史でもある。

マラッカ海峡に面するペナンは、1786年にケダー州 (Kedah) の支配者から東インド会社に譲渡された。この島には、マレーの4家族のほかに住民はおらず、1800年まで組織された政府もなかった。1786年から14年間、ペナンの管理者 (Superintendents) が彼等の良心の命じるところに従って、裁判を行ってきた。1800年に最初の総督代理 (Lieutenant-Governor) が任命されたのちも、翌年まで裁判所は創設されなかった。

他方、マラッカは、1511年にポルトガル領となったのち、1641年にオランダがこの地を奪った。さらに、1795年にイギリス領となったが、1818年にウイーン条約によって、オランダの手に帰した。最後にオランダが1824年にこの地をイギリスに譲渡した。ペナンとは対照的に、マラッカがイギリス領となったとき、すでに住民が定住していた。

シンガポール島は、1819年1月20日に、東インド会社のスタンフォード・ラッフルズ卿とジョフオールのスルタンであるフサイン・シャーおよびシンガポールの首領トウメンゴン (Temenggong) との協定ののち、イギリスの保護のもとにおかれた。当時、わずか数人のマレー人漁夫がこの島

に住んでいたにすぎない。その後、中国人の流入がはじまったが、ペナンで1807年まで存在したと同様の法律的な無秩序がシンガポールを支配していた。イギリスの駐在官は、トウメンゴンとサルタンの援助を得て、裁判を行った。そして、彼等はマレーおよび中国の法律を執行した。

以上にみた3つの地域のうち、法律体系が最初に整ったのはペナンであった。1807年4月24日、第1次の司法憲章 (Charter of Justice) によって、イギリス国王はプリンスのオブ・ウェールズ島 (prince of wales island)—ペナンの公式名称—to記録裁判所 (court of record) を創設した。Court of Justice とよばれるこの裁判所は、総督、3名の評議員 (Counciller) および記録官 (Recorder) とよばれる1名の判事 (裁判所のメンバーのうち、唯一人の職業法律家) で組織された。裁判所は、事情の許す限り、イギリスの控訴裁判所 (superior court), イギリスの判事としての管轄権と権限をもっていた。裁判所は、住民のいくつかの宗教・作法および慣習の許す限り、教会裁判所 (Ecclesiastical Court) としての管轄権を行使した。この裁判所からの唯一の控訴は、時間および金銭面での多くの制約に服しながら、評議会における国王 (King-in-council) に対して行われた。

この裁判所の管轄権は、1826年の第2次の司法憲章によって、マラッカおよびシンガポールへと拡張された。1832年には、ペナン、マラッカ、シンガポールの3つの植民地が海峡植民地 (Straits Settlement) と総称され、シンガポール総督がそれを統轄することになった。

1855年の第3次の司法憲章は、裁判所 (Court of Judicature) を2つの部分に分割した。1つはシンガポールとペナン、もう1つはマラッカであって、記録官も各別に任命された。この頃まで海峡植民地はインド政府のもとにおかれていたが、1866年12月28日に海峡植民地統治法 (The Straits Settlement Act) が制定され、1867年4月1日よりイギリス国王の直轄植民地とされた。ついで、1868年には Court of Judicature が廃止され、代わりに海峡植民地の最高裁判所 (Supreme Court) が設立

され、シンガポール、ペナン、マラッカの3つが管轄区域となり、専門の法律家のみが判事として任命された。

ところで、イギリスにおいて、1857年に婚姻訴訟事件法（The Matrimonial Causes Act）が制定されるまで、不幸な夫婦は教会裁判所による別居（divorce a mensa et thoro）で満足しなければならなかった。もっとも、彼等が経済的・政治的な手段をもつならば、議会による立法離婚（legislative divorce）で離婚の目的を達成することができた。コモン・ローのによれば婚姻は夫婦の一方が死亡するまで継続すべきものとされ、このようなコモン・ロー家族法は、1826年の第2次の司法憲章で海峡植民地に移入されたが、離婚については何の規定もなかった。したがって、立法離婚の方法は海峡植民地で利用することはできなかったが、理論的には、地方的裁判所（Local court）は教会法上の管轄権をもっていたので、別居判決を云渡すことはできた。また、第2次の司法憲章は、海峡植民地の地方的な住民の慣習および宗教をもとにして婚姻体系が發展することを許可するものと解釈された。かくして、これらの慣習や宗教が離婚を許す限りにおいて、地方的な法律のなかに吸収されていった。中国人の慣習やユダヤ人およびシーク教徒の離婚などがこれに含まれる。

海峡植民地における最初の離婚に関する法律は、1910年の Ordinance 25 の離婚法（The Divorce Ordinance）であった。この法律は、イギリスの1857年の婚姻訴訟事件法をモデルとしており、最高裁判所に離婚および離婚訴訟事件の管轄権を付与している。離婚訴訟を維持する権限は、キリスト教の信仰をもつ原告および訴状が提出されるときに植民地に居住している当事者に限られる。姦通は、最初の離婚法のもとで唯一の離婚原因とされた。夫は、妻が姦通を犯したことを理由に離婚を申し立てることができる。だが、妻は、彼女の夫が近親相姦になるような姦通：姦通を伴う重婚：他の女性との婚姻および姦通：強姦：男色：獣姦：虐待を伴う姦通：合理的な理由のない2年以上の遺棄を伴う姦通を犯したことを立証しなければならない。妻には他に2つの離婚原因が認められた。彼女の夫が

キリスト教の信仰をすてて他の宗教に走ったこと、または他の女性と婚姻の挙式をしたことがそれである。1923年にイギリスの婚姻訴訟事法が改正され、夫婦は互いに他方の姦通を理由に離婚の訴を提起できるようになった。もっとも、妻はそれに加えて、夫が強姦・男色または獣姦について罪のあることを理由とすることもできる。1933年の Ordinance 27によれば、離婚法が改正され、イギリス本国より約10年おくれて、妻は夫の姦通のみを理由に、または夫の強姦・男色・獣姦のみを理由にして、離婚の訴を提起することがはじめて認められた。この他、妻は、夫がキリスト教の信仰をすてて他の宗教に走ったこと、夫が他の女性と婚姻の挙式をしたことを理由とすることもできる。

参 考 文 献

Leong Wai Kum: Family Law in Singapore. 1990.

Napier.W: An Introduction To The Study of The Law Administered In The Colony of The Straits Settlements, University of Malaya Law Review. vol. 16. 1974.

J. W. Norton Kyshe: A Judicial History of The Straits Settlements, University of Malaya Law-Reveiw. vol. 11. 1969.

安田信之：アジアの法と社会 1987

塚本重頼：裁判制度の国際比較 1989

田中和夫：海峡植民地の法 法時14巻2号（'42）

本稿では、1912年1月1日より施行された1910年の離婚法（1933年の改正を含む）の内容を Laws of The Straits Settlements. vol.II. ch. 84. 1936 によって紹介することにしよう。

第84章

離 婚

離婚および婚姻訴訟事件の管轄権を高等法院（High court）に付与するため
1912年1月1日

シンガポールの離婚法（村井）

第1条 この法律（Ordinance）は、離婚法として引用することができる。

第2条 この法律において、主題または文脈に何か矛盾がある場合を除き「裁判所」（The court）とは、高等法院またはその判事を意味する。

「控訴裁判所」（The court of Appeal）とは、裁判所法（Courts Ordinance）のもとで、高等法院からの控訴を審理するため開廷する3名以上の判事を意味する。

「未成年者」（Minor children）とは、アジア人の場合に16才未満の少年および13才未満の少女を意味し、その他の場合に、18才未満の未婚の子供を意味する。

「他の女性との婚姻」（Marriages with another woman）とは、既婚者が、前妻の生存中に、再婚が国王の領土内で行われたか、それ以外かを問わず、他の人と婚姻することを意味する。

「遺棄」（Desertion）とは、それを非難する人の意思に反する放棄を含んでいる。

第3条 この法律に含まれる規定に従い、裁判所は、以下のすべての訴訟手続（Suits and Proceedings）において、裁判所の意見によれば、婚姻訴訟事件の手続でイングランドの高等法院がそれにもとづいて行動し、かつ、救済を与える原則にできる限り適合すると判断する原則にもとづいて行動し、かつ、救済を与えるものとする。

第4条 ① 裁判所には

- (a) 原告がキリスト教を信仰し、かつ
 - (b) 訴状が提出された場合に、婚姻当事者の住所が植民地内にあるとき
- を除き、婚姻解消の判決を言渡す権限を認めないものとする。

② 裁判所には

- (a) 原告がキリスト教を信仰し、かつ
 - (b) 判決が求められている婚姻が植民地内で挙式されたとき
- を除き、婚姻無効の判決を言渡す権限を認めないものとする。

③ 裁判所は

- (a) 原告がキリスト教を信仰し、かつ
 - (b) 手続が開始された場合に、婚姻当事者の双方が植民地内に居住しているとき
- を除き、裁判別居または配偶者権回復の判決を言渡す権限をもたない。

婚 姻 の 解 消

第5条 ① 夫は、彼の妻が婚姻の挙式以降、姦通の罪を犯していたことを理由とし、裁判所に、彼の婚姻が解消されることを求めて、訴状を提出することができる。

② 妻は、彼女の夫が婚姻の挙式以降

- (a) 彼のキリスト教の信仰を何か他の宗教の信仰に変更し、かつ、他の女性と婚姻の外形を作り出したこと、または
- (b) 1933年5月1日以後、姦通もしくは
- (c) 強姦、男色または獣姦の罪を犯していたこと（1933年の Ordinance 7, 第3条による改正）

を理由とし、裁判所に、彼女の婚姻が解消されることを求めて、訴状を提出することができる。

③ すべての訴状は、事件の性質が許す限り、婚姻が解消されるべき主張の根拠となる事実を明白にのべるものとする。

④ 本法は、1933年4月30日に彼女がそれを理由に訴状を提出したかも知れない原因にもとづき、彼女の婚姻が解消されることを求めて、裁判所に訴状を提出する妻の権利に何も影響を及ぼすことなく、またはその権利を奪い去ることもない。（1933年の Ordinance 7, 第5条参照）

第6条 ① 夫により提出された訴状において、原告は、いわゆる姦夫を該訴状の共同被告とするものとする。ただし、彼が裁判所によって許される以下の理由の1つにもとづき、それを免除されるときは、この限り

でない。

- (a) 被告が売春婦の生活を送っており、かつ、原告は誰れと姦通が行われたか知らないこと
- (b) 原告がいわゆる姦夫の名前を発見すべく正当な努力をしたが、不明であること
- (c) いわゆる姦夫が死亡したこと

② 妻により提出された訴状において、裁判所は、それが適切と判断するとき、夫の姦通の相手方を被告とするように命じることができる。

第7条 婚姻解消のための訴状にもとづき、裁判所は、合理的に可能な限り、申し立てられた事実についてのみでなく、原告がなんらかの方法で、婚姻の形式もしくは姦通を遂行するのを幫助もしくは承認していたか、またはそれを宥恕したか、確認するもとし、かつ、原告に対してなされる反訴も調査するものとする。

第8条 裁判所は

- (a) 原告の事件が立証されなかったことを確信するとき、または
- (b) 主張される姦通が犯されたと確信しないとき、または
- (c) 原告が婚姻中に、婚姻の形式もしくは姦通を遂行するのを幫助もしくは承認していたか、または姦通を宥恕していたことを認定するとき、または
- (d) 訴訟が被告もしくは共同被告との共謀のもとに提起もしくは続行されていることを認定するとき

請求を棄却するものとする。

第9条 ① 裁判所は、原告の事件が立証されたことを確信し、かつ、原告が婚姻の形式もしくは姦通を遂行するのを幫助もしくは承認していたこと、または姦通を宥恕したこと、または訴訟が共謀のもとに提起もしくは続行されていることを認定しないとき、婚姻解消の仮判決を言渡すものとする。

② 裁判所は、原告が婚姻中に

- (a) 姦通を犯したこと
 - (b) 訴訟の提起もしくは続行が不合理に遅延したこと
 - (c) 被告に対する虐待が行われたこと
 - (d) 合理的な口実なしに、主張している姦通以前に、彼もしくは彼女自身が被告を虐待もしくは悪意に別居したこと、または
 - (e) 被告に対する故意の無視もしくは非行が姦通を誘発したこと
- を認定するとき、判決を言渡す義務を負わされないものとする。

第10条 配偶者の同居が継続または回復されたときを除き、本法の意味において、姦通は有恕されなかったものとする。

第11条 婚姻解消のために提起された訴訟において、被告が、原告の姦通、虐待または合理的な口実のない遺棄を理由に、主張されている救済に反対するとき、裁判所は、この訴訟において、被告に対し、彼または彼女の申立にもとづき、彼または彼女が訴訟を提起すれば彼または彼女がうける権利があるのと同様の救済を与えることができる。

婚 姻 の 取 消

第12条 夫または妻は、彼または彼女の婚姻が無効であることを裁判所に宣言してもらうため、訴状を提出することができる。

第13条 このような判決は、以下のいずれかの理由にもとづき、言渡されることができる。

- (a) 被告は、婚姻のとき、および訴訟が提起されるとき、性交不能であったこと
- (b) 当事者は、生来または法律上、婚姻を禁止されている親等内の血族または姻族であること
- (c) 当事者の一方が、婚姻のとき、精神異状であったこと
- (d) 婚姻のとき、当事者の一方の先夫または先妻が生存しており、かつ、この先夫または先妻との婚姻がいぜんとして有効であること

シンガポールの離婚法（村井）

(e) 婚姻に対する当事者の一方の同意が、強迫または詐欺によって得られたことを理由に、イギリスの法律によれば、婚姻が無効とされるべきこと

(f) 婚姻が挙式された地の法律によれば、無効であること

第14条 原告の事件が立証されたと認定するとき、裁判所は、婚姻が無効である旨を宣言する判決を言渡すものとする。

第15条 先夫もしくは先妻が生存していたことを理由に婚姻が無効とされ、かつ、後婚は、当事者が善意で先夫もしくは先妻の死亡を十分に確信して、締結されたと判断されるとき、または婚姻が精神病を理由に無効とされるとき、仮判決が言渡される以前に出生した子は、判決のなかで指定され、婚姻のときに契約締結能力のあった親の不動産に対して、嫡出子と同様に、相続権を与えられるものとする。

終 局 判 決

第16条 ① 婚姻解消または婚姻無効の仮判決は、言渡後、法律の規定または訴訟における裁判所の決定により、3カ月より少くない期間の経過後に、終局的なものとされることができる。

② この期間中、いずれの当事者も、法律の規定または訴訟における裁判所の決定によって命じられた方法により、仮判決が共謀によって得られたこと、または裁判所の面前に提出されなかった重要事実を理由に、それが終局的なものとされるべきでない理由を呈示することができる。

③ 訴訟の進行中または判決が終局的なものとされる以前に、誰れでも、事件の正当な判断または裁判所の管轄権に影響を及ぼす重要な事項を検事総長に通報することができ、検事総長は、必要または便宜と判断する手段をとることができる。

④ このような情報その他により、訴訟の当事者が、事件の正義に反して、婚姻解消または婚姻無効の判決を得るため共謀しているか、共謀していたこと、または重要事実が裁判所の面前に提出されなかったことに

つき、疑いをいдаくとき、検事総長は、事件に介入し、かつ、仮判決が終局的なものとされるべきものでない理由を提示することができる。

⑤ 理由が提示されるとき、裁判所は、終局判決を言渡し、仮判決を取り消し、もしくはさらに調査を請求し、または他の方法で正義の要求に従い、事件を処理することができる。

⑥ 裁判所は、検事総長の費用も含め、提示された理由および介入から生じた費用につき、妻が特有財産を所有し、それが相当と判断するとき、当事者または彼等の1人または数人によって支払われるべきことを命じることができる。

⑦ 仮判決が言渡され、かつ、原告が合理的な期間内に、仮判決を終局的なものとするべき申立をしないとき、裁判所は、請求を棄却することができる。

裁 判 別 居

第17条 ① 夫または妻は、裁判所に対し、姦通、虐待または合理的な口実のない2年以上の遺棄を理由に、裁判別居のための訴状を提出することができる。

② 裁判所は、訴状の陳述が真実であり、かつ、申立が許されない法律上の理由がないと確信するとき、それに応じて、裁判別居の判決を言渡すことができる。

③ 裁判別居の判決は、現行法のもとで、別居判決の効力および以下に記載される他の法律上の効力をもつものとする。

第18条 ① 妻が夫と裁判別居中に死亡したとき、彼女の財産は、彼女が無遺言で死亡する前に夫がすでに死亡しておれば帰属すべきところに、与えられるものとする。

② 裁判別居にもとづき、妻に扶養料を支払うべき判決が言渡され、または命令がなされた場合に、夫によって正当な支払いがなされないとき、彼は、妻の必要のために供給された生活必需品の債務を負わされるもの

とする。

③ 本法は、妻が別居中はいつでも、彼女自身および彼女の夫に与えられた共同の権限の行使に加わることを妨げないものとする。

第19条 ① 裁判別居の判決が言渡された夫または妻は、事情により、妻または夫の申立にもとづき、その後いつでも、この判決が彼または彼女の欠席のまま言渡されたこと、かつ、遺棄が判決の原因であったとき、主張された遺棄には合理的な口実のあったことを理由に、判決の取消しを求め、裁判所に訴状を提出することができる。

② 裁判所は、訴状の申立が真実であることを確信するとき、それに応じて、判決を取り消すことができる。

配偶者権の回復

第20条 ① 夫または妻の一方が合理的な口実なしに、他方との付き合いから身を引くとき、妻または夫は、配偶者権回復のため、裁判所に訴状を提出することができる。

② 裁判所は、訴状の陳述が真実であると確信し、かつ、申立が許されるべきでない法律上の理由がないとき、それに応じて、配偶者権回復の判決を言渡すことができる。

第21条 配偶者権回復のための訴状に対する答弁において、裁判別居の訴訟の原因でなかったことを主張できないものとする。

第22条 ① 配偶者権回復の判決は、逮捕によって強制されないものとする。

② 妻による申立の場合に、裁判所は、判決を言渡すとき、さらにその後、いつでも、判決が裁判所によって制限された期間内に履行されないとき、被告は原告に対し、正当な定期的支払いをするよう命じるものとする。

③ 裁判所は、それが適切と判断するとき、夫が妻に対し、裁判所を満足させるように定期的支払いをするを命じ、かつ、そのために、す

べて必要な当事者によって発行されるべき、適切な捺印証書または文書の作成および承認に向け、登録官または弁護士に、基礎事項を付託することができる。

第23条 配偶者権回復のための申立が夫による場合に、妻がある財産につき占有権もしくは復帰権をもつこと、または取引の利益もしくは所得を受け取っていることが裁判所に明らかにされるとき、裁判所は、それが適切と判断するとき、原告および婚姻による子供の利益のため、この財産の全部または一部につき、裁判所の満足のいくように、セトルメントを設定するよう命じることができるし、または取引の利益もしくは所得につき、裁判所が合理的と判断する部分が、被告によって、彼自身の利益のために原告に、婚姻による子供の利益のために原告もしくは他の誰れか、または彼等の一方もしくは誰れかに、定期的に支払われるよう命じることができる。

第24条 裁判所は、金銭の定期的支払いのための命令を、支払時期を変更し、金額を増加または減少して、変更または修正することができるし、支払いを命じた金銭の全部または一部につき、一時的に延期し、かつ、裁判所が適切と判断するように、同じ命令の全部または一部を再び復活させることができる。

第25条 被告が配偶者権回復のための裁判所の命令に従わないとき、被告は、合理的な理由のない遺棄の罪があるとみなされ、裁判別居の訴訟は直ちに提起されることができ、かつ、配偶者権回復の判決に従わないときから2年の期間が経過しなくとも、裁判別居の判決が言渡されることができる。

(1933年の Ordinance 7 による改正)

損害賠償額および訴訟費用

第26条 ① 夫は、婚姻解消もしくは裁判別居のための訴状、またはその目的にのみ制限された裁判所への訴状において、ある人が原告の妻と姦

通を犯したことを理由とする損害賠償を求めることができる。

② 訴状は、いわゆる姦夫および妻に送達されるものとする。ただし、裁判所が送達を免除し、または他の方法によって代えることを命じるときは、この限りでない。

③ 訴状にもとづき回復されるべき損害賠償額は、被告または彼等の誰れかが出廷しなくとも、裁判所によって確認されるものとする。

④ 判決が言渡されたのち、裁判所は、いかなる方法で損害賠償額が支払われるべきかを命じることができる。

第27条 ① 夫によって提出された訴状において、いわゆる姦夫が共同被告とされ、かつ、姦通が立証されたとき、裁判所は、共同被告に対し、訴訟手続の費用の全部または一部の支払いを命じることができる。

② 共同被告は

(a) 被告が姦通の当時、彼女の夫と別居しており、かつ、売春婦の生活を送っていたとき、または

(b) 姦通の当時、被告が既婚女性であると信じる理由がなかったとき原告の訴訟費用を支払うよう命じられないものとする。

扶 養 料

第28条 ① 本法のもとで、夫または妻によって提起された訴訟において、妻は訴訟審理中の扶養料を求め、訴状を提出することができる。

② 訴状は夫に送達され、かつ、裁判所は、そこに含まれる姦通が真実であることを確信するとき、適切と判断する訴訟審理中の扶養料を支払うよう、夫に命じることができる。

③ 訴訟審理中の扶養料は、いかなる場合でも、命令の日以前、3年間の夫の純収入の平均の5分の1を越えないものとし、かつ、婚姻解消の判決のとき、判決が終局的なものとなるまで、継続するものとする。

第29条 ① 妻の得た婚姻解消、婚姻無効または裁判別居の判決において、裁判所は、それが適切と判断するとき、夫が妻に対し、裁判所の満足の

いくまで、もしあれば妻の財産、夫の能力および当事者の行状を考慮し、妻の生涯を越えない期間、合理的と判断する一時金または年金を支払うよう命じることができ、その目的のため、すべて必要な当事者によって発行されるべき、適切な捺印証書または文書の作成および承認に向け、登録官または弁護士に、基礎事項を付託することができ、かつ、裁判所は、それが適切と判断するとき、捺印証書または文書が正当に発行されるまで、判決の言渡しを延期することができる。

② このような事件で、裁判所は、それが適切と判断するとき、夫に対し、妻の扶養料および扶助料のため、彼女に毎月または毎週、裁判所が合理的と考える金銭を支払うよう命じることができ、かつ、この命令は、第1項のもとでの命令に付加し、またはそれに代えてなされることができる。

③ 夫が、その後、なんらかの原因で支払いが不可能となると、裁判所は、支払いを命じた金額の全部もしくは一部につき、命令を免除もしくは修正し、または一時的に延期することができ、かつ、裁判所が適切と判断する全部または一部の命令を再び回復することができる。

④ 裁判所が第2項または第3項に記載された命令をし、かつ、裁判所が夫の資産が増加したと確信する場合、裁判所は、それが適切と判断するとき、命令のもとで支払われる金額を増加させることができる。

第30条 裁判所が扶養料について判決または命令するすべての場合に、それが妻自身または裁判所によって是認される妻のための受託者に支払われるよう、命じることができ、裁判所が便宜と考える条件または制限を課すことができ、かつ、時に応じて、そうすることが便宜と裁判所が判断するとき、新しい受託者を指名することができる。

セトルメント

第31条 ① 妻の姦通を原因とする婚姻解消または裁判別居の判決が言渡され、かつ、妻が財産を所有しているとき、裁判所は、夫、婚姻による

シンガポールの離婚法（村井）

子供または双方の利益のために、財産の全部または一部により、合理的と判断するセトルメントを設定するよう命じることができる。

② 婚姻解消もしくは裁判別居の判決の言渡のとき、またはその後、裁判所の命令により発行される証書は、発行のときに妻の身分による無能力が存在するにかかわらず、有効とみなされるものとする。

③ 裁判所は、第26条のもとで回復された損害賠償額の全部または一部が、婚姻による子供の利益のため、または妻の扶養料を準備するため、セトルメントとされることを指示することができる。

第32条 ① 婚姻解消または婚姻無効の終局判決ののち、裁判所は、判決をうける当事者のうえに設定された婚姻前または婚姻後のセトルメントの存在を調査することができ、かつ、セトルメントとされた財産の全部または一部の利用につき、夫、妻もしくは婚姻による子供の利益のため、または子供および両親の双方の利益のため、裁判所が適切と判断する命令をすることができる。

② 裁判所は、子供の費用において、両親の双方または一方の利益のため、いかなる命令もしないものとする。

第33条 裁判所がある財産をセトルメントとし、または現存のセトルメントの条項を変更するよう指示する権限をもつとき、裁判所は、

- (a) 受託者を指名し
- (b) 適切と判断する条項を含む文書が準備されるよう命令し
- (c) すべて必要な当事者に同じものを発行するよう命令し
- (d) 時に応じて、新しい受託者を指名し、かつ
- (e) それらの指示を実行するに必要と判断するすべての他の行為をなすことができる。

子 供 の 監 護

第34条 婚姻解消、婚姻無効、裁判別居または配偶者権回復の訴訟において、裁判所は、手続のどの段階でも、また終局判決が言渡されたのちで

も、彼等の両親が訴訟の主体となっている未成年の子供の監護、扶養および教育について、適切と判断する命令をすることができ、かつ、その命令を変更または免除し、それが適切と判断するとき、子供を裁判所の保護のもとにおくための手続を指示することができる。

訴 訟 手 続

第35条 この規定に従い、本法のもとでのすべての訴訟手続は、最高裁判所の規則によって定められるものとする。

第36条 別表中の形式は、各事件の事情が要求するところに従って変更を受けながら、別表中に記載されたそれぞれの目的のため、使用されることができる。

第37条 ① すべての訴状は、請求の基礎となる事実および第4条のもとで裁判所の管轄権に影響を及ぼすすべての事実を陳述するものとし、かつ、宣誓供述書によって立証され、審理において証拠として引用されることができる。

② 婚姻解消、婚姻無効または裁判別居のための訴状には、原告および被告の間に共謀または承認は何も存在しないことを陳述するものとする。

第38条 ① 本法のもとで、管轄区域外への訴状の送達は、裁判所によって許可されることができ、かつ、送達は、最高裁判所の規則のもとで行われる呼出状の送達の方法にできる限り近い方法で行われるものとする。

② 裁判所は、それが必要または便宜と判断するとき、送達を全く免除することができる。

第39条 ① 本法のもとでの訴訟において、当事者および当事者の夫および妻は、証拠を提出する資格があり、かつ、提出を強制されるものとする。

② 訴訟の当事者かどうかを問わず、証人は、彼または彼女に姦通の責があったことを示すのに役立つ尋問をうけたり、それに答弁するよう強制されないものとする。ただし、証人が、その訴訟において、彼または彼女に主張される姦通の反証として、すでに証拠を提出していたときは、

この限りでない。

第40条 本法のもとで、訴訟手続の全部または一部は、裁判所が適切と判断するとき、非公開で審理されることができる。

第41条 裁判所は、本法のもとでの訴訟の審理を延期することができ、かつ、それが適切と判断するとき、さらに証拠を要求することができる。

控 訴

第42条 ① 本法のもとでの訴訟手続において、裁判所によってなされるすべての判決および命令は、その固有の民事管轄権の行使として裁判所によってなされた判決または命令であるかのように、強制され、かつ、控訴することができる。

② 婚姻解消または婚姻無効のための訴訟において、仮判決が言渡されたとき、訴訟に出廷せず、かつ、防禦もしない被告または共同被告は、判決が終局的なものとされるのに控訴することができない。ただし、判決が終局的なものとされる場合に、裁判所がそれを許可するときは、この限りでない。

③ 婚姻解消または婚姻無効の終局的命令に対するいかなる控訴も、仮判決に対して控訴する時間と機会をもちながら控訴しなかった当事者の利益のためには、認められないものとする。

④ 訴訟費用のみについて、控訴はないものとする。

第43条 植民地裁判所からの控訴について、評議会における国王により、時に応じて作られる規則に従いながら、本法のもとで、事件が控訴に適している旨を控訴裁判所が宣言するとき、誰れでも、評議会における国王に控訴することができる。

再 婚

第44条 婚姻解消もしくは婚姻無効の終局判決に対し、控訴裁判所もしくは評議会における国王に控訴するために制限された期間が経過し、判決

に対する控訴が提起されなかったとき、または控訴が棄却されたとき、関係当事者は、すぐにではないが、前婚が死亡によって解消されたかのように、再婚することができる。(1933年の Ordinance 7, 第4条により改正)

第45条 イギリス国教の聖職にある牧師は、彼もしくは彼女の姦通を理由に前婚が解消された人の婚姻の挙式を強制されないし、またはこの人の婚姻を挙式し、もしくは挙式を拒否することによる訴訟、刑罰もしくは非難をうけないものとする。

第46条 イギリス国教の教会堂の牧師がある人達の婚姻礼拝を行うことを拒否する場合、この拒否がなければ、この人達がこの教会堂で同じ婚姻礼拝を行ってもらい権利をもつとき、この牧師は、教会堂のある管轄区域内で職務を行う権利をもつイギリス国教の他の牧師に、教会堂において婚姻礼拝を行うことを許可するものとする。

雑 則

第47条 ある人が訴訟当事者と姦通を犯したと非難されるとき、または裁判所がまだ訴訟当事者になっていない人の利益のため、この人を訴訟当事者にすべきであると考える場合に、裁判所は、それが適切と判断するとき、正当な条件のもとに、訴訟への参加を許可することができる。

第48条 第4条および第5条のもとで訴状を提出することのできない人は、彼の妻の姦通を理由とする訴状を提出できないものとする。

第49条 ① 最高裁判所の判事、またはその1名が主席判事となる3名の判事は、本法のもとでのすべての訴訟手続に支払われる手数料および訴訟費用を決定し、かつ、規正する規則および彼等が本法のもとで便宜と判断する訴訟手続についての規則を制定することができる。

② このような規則は、とりわけ、別表中にかかげる書式を変更することができ、またはそれに新しい書式を付加することができる。

③ 本法のもとで判事によって作成され、主席判事の手元で認証された

このような規則の写しは、主席判事により、立法議会の面前におかれるため、総督のもとに移送されるものとする。

④ 本法のもとで、いかなる規則も、それが最初にテーブルの上におかれた会議後のある会議で、立法議会の決定により承認されるまで、効力をもたないものとする。

⑤ 承認された規則は、この法律により制定されたと同じ効力をもつものとする。

（以下に別表として NO・1 より NO. 27 まで、各種の訴状の書式その他が掲載されているが、ここではすべて省略する）

1912年1月1日より施行されたシンガポール最初の離婚法は、1933年の Ordinance 7 によって、一部に修正が加えられ、この修正を含む1936年当時の離婚法の内容は、さきに紹介したとおりである。その後、1937年にはイギリスの婚姻訴訟事件法で3個の新しい離婚原因が付け加えられた。虐待 (cruelty)、遺棄 (desertion) および精神病 (insanity) がそれである。そして、シンガポールでも1941年の Ordinance 25 によって、同様に3個の離婚原因が付加された。なお、それより2年前、1939年の Amendment Ordinance 39 によって、離婚裁判所の管轄権が変更された。すなわち、原告がキリスト教の信仰をもつことを告白する代わりに、原告は、当事者間の婚姻が、婚姻は一夫一婦であることを定める法律のもとで、またはそのことを予期して締結されたことを立証することが必要とされた。しかし、植民地内に住所があるという要件は、変更されず、そのまま残された。かくして、離婚はもはや、キリスト教を信仰する人々に限って認められるということとはなくなった。これは時期的にみて、日本がシンガポールを占領（1942年2月15日）する直前のことであった。ここでは、前示のような改正をうけた離婚法の内容を Laws of the Colony of Singapore. 1955. vol. I. Ch. 40 により、改めて紹介する。

第40章

離 婚

離婚および婚姻訴訟事件の管轄権を高等法院に付与するため

1912年1月1日

第1条 この法律は、離婚法として引用することができる。

第2条 この法律において、主題または文脈に何か矛盾がある場合を除き
「裁判所」とは、高等法院またはその判事を意味する。

「控訴裁判所」とは、裁判所法のもとで、高等法院からの控訴を審理するため開廷する3名以上の判事を意味する。

「未成年者」とは、アジア人の場合に16歳未満の少年および13歳未満の少女を意味し、その他の場合に、18歳未満の未婚の子供を意味する。

「他の女性との婚姻」とは、既婚者が、前妻の生存中に、再婚が国王の領土内で行われたか、それ以外かを問わず、他の人と婚姻することを意味する。

「遺棄」とは、それを非難する人の意思に反する放棄を含んでいる。

第3条 この法律に含まれる規定に従い、裁判所は、以下のすべての訴訟手続において、裁判所の意見によれば、婚姻訴訟事件の手続でイングランドの高等法院がそれにもとづいて行動し、かつ、救済を与える原則にできる限り適合すると判断する原則にもとづいて行動し、かつ、救済を与えるものとする。

第4条 ① 裁判所には

(a) 当事者間の婚姻が、婚姻は一夫一婦であると定める法律のもとで、またはそれを予期して、締結されたとき、かつ〔1939年の Ordinance 39 により代置〕

(b) 訴状が提出された場合に、婚姻当事者の住所が植民地内にあるとき

を除き、婚姻解消の判決を言渡す権限を認めないものとする。

② 裁判所には

(a) 当事者間の婚姻が、婚姻は一夫一婦であると定める法律のもとで、またはそれを予期して、締結されたとき、かつ〔1939年の Ordinance 39 により代置〕

(b) 判決が求められている婚姻が植民地内で挙式されたときを除き、婚姻無効の判決を言渡す権限を認めないものとする。

③ 裁判所には

(a) 当事者間の婚姻が、婚姻は一夫一婦であると定める法律のもとで、またはそれを予期して、締結されたとき、かつ〔1939年の Ordinance 39 により代置〕

(b) 手続が開始された場合に、婚姻当事者の双方が植民地内に居住しているときを除き、裁判別居または配偶者権回復の判決を言渡す権限を認めないものとする。

婚 姻 の 解 消

第5条 ① 婚姻解消のための訴状は、訴状の提出の日、婚姻の日から3年を経過していなければ、提出されるべきでない。

ただし、裁判所が、裁判所の規則に従ってなされた申立にもとづき、原告が例外的な困難を蒙っているか、または被告の側が例外的に墮落しているという原因で、3年を経過する以前に訴状が提出されることを許可するときは、この限りでない。しかし、訴状の審理において、原告は事件の性質を誤って説明するか、かくすことにより、訴状を提出する許可を得ていたことが裁判所に明らかになるとき、裁判所は、仮判決を言渡すならば、婚姻の日から3年を経過するまで、判決を終局的なものとするべき申立はできないという条件付で、そうすることができるし、または3年の経過後に提出されるどの訴状も、請求が棄却されることを支持して立証された事実または本質的にそれと同様の事実にもとづいて、偏

見なしに棄却することができる。

② 婚姻の日から3年を経過する以前に訴状を提出することの許可を求め、本条のもとでなされた申立を決定するに当り、裁判所は、婚姻による子供の利益および3年を経過する以前に当事者間に和諧の合理的な可能性があるかどうかの問題を考慮するものとする。

③ 本条は、婚姻の日から3年を経過する以前に生じた事項にもとづく訴状の提出を禁止するとみなされるべきではない。〔1941年の Ordinance 25 により挿入〕

第6条 ① 夫は、彼の妻が

- (a) 婚姻の挙式以来、姦通の罪を犯していたこと、または
 - (b) 訴状の提出の直前、少くとも3年間、理由なしに原告を遺棄していたこと、または
 - (c) 婚姻の挙式以来、原告を虐待したこと、または
 - (d) 不治の精神異状により、かつ、訴状の提出の直前、少くとも5年間、引続いて看護および治療中であること
- を理由に、彼の婚姻が解消されることを求めて、裁判所に訴状を提出することができる。

② 妻は、彼女の夫が

- (a) 婚姻の挙式以来、彼のキリスト教の信仰を何か他の宗教の信仰に変更し、かつ、他の女性と婚姻の外形を作り出したこと、または
- (b) 婚姻の挙式以来、かつ、1933年5月1日以降、姦通の罪を犯していたこと、または
- (c) 婚姻の挙式以来、姦通もしくは強姦、男色または獣姦の罪を犯していたこと、または
- (d) 訴状の提出の直前、少くとも3年間、理由なしに原告を遺棄していたこと、または
- (e) 婚姻の挙式以来、原告を虐待していたこと、または

(f) 不治の精神異状であり、かつ、訴状の提出の直前、少くとも5年間、引続いて看護および治療中であること

を理由に、彼女の婚姻が解消されることを求めて、裁判所に訴状を提出することができる。[1941年の Ordinance 25 により代置]

③ すべての訴状は、事件の性質が許す限り、婚姻が解消されるべき主張の根拠となる事実を明白にのべるものとする。

④ 本法は、1933年4月30日に彼女がそれを理由に訴状を提出したかも知れない原因にもとづき、彼女の婚姻が解消されることを求めて、裁判所に訴状を提出する妻の権利に何も影響を及ぼすことなく、またはその権利を奪い去ることもない。

⑤ 本条の第1項(d)号および第2項(f)号のために、精神異状者は

(a) 彼が精神障害者治療法 (the Mental Disorders and Treatment Ordinance) のもとでなされる命令もしくは発行される令状に従い、拘留されている間、または刑事手続法典 (the Criminal Procedure Code) の第358条もしくは第363条のもとでの命令に従い、監禁されている間

(b) 彼が精神障害者治療法の第36条のもとで、中断されることなく、前示のような拘留の期間中、自発的な患者として治療をうけている間、

看護および治療中であり、これ以外の何物でもないとみなされるものとする。[1941年の Ordinance 25 により第5号を追加]

第7条 ① 夫により提出された訴状において、原告は、いわゆる姦夫を該訴状の共同被告とするものとする。ただし、彼が裁判所によって許される以下の理由の1つにもとづき、それを免除されるときは、この限りでない。

(a) 被告が売春婦の生活を送っており、かつ、原告は誰れと姦通が行われたかを知らないこと

(b) 原告がいわゆる姦夫の名前を発見すべく正当な努力をしたが、不

明であること

(c) いわゆる姦夫が死亡したこと

② 妻により提出された訴状において、裁判所は、それが適切と判断するとき、夫の姦通の相手方を被告とするように命じることができる。

第8条 ① 婚姻解消のための訴状にもとづき、裁判所は、合理的に可能な限り、申し立てられた事実および原告の側に承認または宥恕があったかどうか、かつ、当事者間に共謀が存在しているかどうか、調査し、さらにまた、原告に対してなされた反訴も調査する義務があるものとする。

② 裁判所は、証拠にもとづき

(i) 訴状にのべられた事実が立証されたこと、かつ

(ii) 訴状の原因が姦通であるとき、原告はいかなる方法でも、姦通を幫助、承認もしくは宥恕しなかったこと、または訴状の原因が虐待であるとき、原告はいかなる方法でも、虐待を宥恕しなかったこと、かつ

(iii) 訴訟が被告または被告の誰れかと共謀のもとに提起もしくは続行されていないことを確信するとき、

裁判所は、婚姻解消の判決を言渡すものとする。しかし、裁判所が前示の事項のどれかにつき、確信を得ないとき、請求を棄却するものとする。

ただし、裁判所は、原告が婚姻中に姦通したことを認定し、または裁判所の意見によれば、原告が

(a) 訴訟の提起もしくは続行を不合理に遅延したこと、または

(b) 婚姻の他方当事者に対して虐待したこと、または

(c) 訴訟の原因が姦通もしくは合理的な口実のない虐待であるか、または合理的な口実なしに、主張されている姦通もしくは虐待以前に、他方当事者から、彼または彼女が故意に別居したこと、または

(d) 訴状の原因が姦通、精神異状もしくは遺棄であり、故意の無視もしくは非行が姦通、精神異状もしくは遺棄を誘発したこと

シンガポールの離婚法（村井）

を認定するとき、婚姻解消の判決を言渡す義務を負わされることなく、請求を棄却することができる。〔1941年の Ordinance 25 により、旧第7，8，9条に代置〕

第9条 配偶者の同居が継続または回復されたときを除き、本法の意味において、姦通は有恕されなかったものとする。

第10条 婚姻解消のために提起された訴訟において、被告が、原告の姦通、虐待または合理的な口実のない遺棄を理由に、主張されている救済に反対するとき、裁判所は、この訴訟において、被告に対し、彼または彼女の申立にもとづき、彼または彼女が訴訟を提起すれば彼または彼女がうける権利があるのと同様の救済を与えることができる。

第11条 ① だれも、婚姻解消のための訴状を支持して立証した事実またはそれと本質的に同様な事実にもとづき、かつて裁判別居を許されたという理由のみで、婚姻解消のための訴状を提出すること、または裁判所が婚姻解消の判決を言渡すことを阻止されないものとする。

② このような婚姻解消のための訴状にもとづき、裁判所は、姦通、遺棄または他の原因により言渡された裁判別居の判決を、十分な証拠として扱うことができるが、裁判所は、原告から証拠を受理することなしに、婚姻解消の判決を言渡すことはないものとする。

③ このような婚姻解消のための訴状のため、裁判別居の判決の手続を開始する直前の別居期間は、当事者が同居を回復することなく、かつ、判決が言渡されてから引続き効力をもっているとき、婚姻解消のための訴状を提出する直前のものとみなされるものとする。〔1941年の Ordinance 25 により挿入〕

第12条 ① 婚姻の他方当事者が死亡していると推定するための合理的な理由が存在すると主張する夫または妻は、裁判所に対し、他方当事者が死亡したと推定し、かつ、婚姻を解消してもらうため、訴状を提出することができ、かつ、裁判所は、このような合理的な理由が存在すると確信するとき、死亡を推定し、かつ、婚姻を解消する仮判決を言渡すこと

ができる。

② このような手続において、婚姻の他方当事者が7年以上の期間、引続いて、原告のそばから不在であり、かつ、原告には他方当事者がその期間、生存していたと信じる正当な理由がないという事実は、反対が立証されるまで、死亡している証拠とされるものとする。

③ 本法の第17条および第45条は、婚姻解消のための訴状および婚姻解消の判決それぞれに適用されると同様に、本条のもとでの訴状および判決に適用されるものとする。[1941年の Ordinance 25 により挿入]

婚 姻 の 取 消

第13条 夫または妻は、彼または彼女の婚姻が無効であることを裁判所に宣言してもらうため、訴状を提出することができる。

第14条 ① このような判決は、以下のいずれかの理由にもとづき、言渡されることができる。

- (a) 被告は、婚姻のときおよび訴訟が提起されるとき、性交不能であったこと
- (b) 当事者は、生来または法律上、婚姻を禁止されている親等内の血族または姻族であること
- (c) 当事者の一方が、婚姻のとき、精神異状であったこと
- (d) 婚姻のとき、当事者の一方の先夫または先妻が生存しており、かつ、この先夫または先妻との婚姻がいぜんとして有効であること
- (e) 婚姻に対する当事者の一方の同意が、強迫または詐欺によって得られたことを理由に、イギリスの法律によれば婚姻が無効とされるべきこと
- (f) 婚姻が挙式された地の法律によれば、無効であること
- (g) 被告が婚姻を完成させることを故意に拒否することにより、婚姻が完成されなかったこと
- (h) 婚姻の一方当事者が、婚姻のとき、精神異状であったか、または

精神病もしくははてんかんの回帰的な発作にかかっていたこと

(i) 被告が、婚姻のとき、伝染性の性病に苦しんでいたこと、または

(j) 被告が、婚姻のとき、原告以外の人によって妊娠していたこと

ただし、本条の h, i, j 号によって特定された場合に、裁判所は

(i) 原告が、婚姻のとき、申し立てられた事実を知らなかったこと

(ii) 手続が婚姻の日より 1 年以内に開始されたこと、かつ

(iii) 判決のための原因の存在が原告によって発見されたのち、原告の

同意を得た性交は行われなかったこと

を確信するのでなければ、判決を言渡さないものとする。[(g)—(i)は 1941年の Ordinance 25 によって追加]

② 疑いを取り除くため、キリスト教徒婚姻法 (the Christian Marriage Ordinance) または民事婚姻法 (the Civil Marriage Ordinance) のもとで挙式された婚姻の場合に、前項(d)号は、先夫または先妻が、婚姻法の一夫一婦または一夫多妻制のもので締結された婚姻による夫または妻であったことをここに宣言する。[1941年の Ordinance 15 により改正]

③ 第 1 項(h)号および(i)号に従って無効とされた婚姻から生まれた子は、婚姻が無効とされたにかかわらず、その当事者の嫡出子とされるものとする。

④ 本条において、法律によれば無効であるが、それについて判決が言渡されなかった婚姻は、有効と解釈されないものとする。[第 3 項および第 4 項は 1941年の Ordinance 25 により追加]

第15条 原告の事件が立証されたと認定するとき、裁判所は、婚姻が無効である旨を宣言する判決を言渡すものとする。

第16条 先夫もしくは先妻が生存していたことを理由に婚姻が無効とされ、かつ、後婚は、当事者が善意で先夫もしくは先妻の死亡を十分に確信して締結されたと判断されるとき、または婚姻が精神病を理由に無効とされるとき、仮判決が言渡される以前に出生した子は、判決のなかで指定

され、婚姻のときに契約締結能力のあった親の不動産に対し、嫡出子と同様に、相続権を与えられるものとする。

終 局 判 決

- 第17条 ① 婚姻解消または婚姻無効の仮判決は、言渡後、法律の規定または訴訟における裁判所の決定により、3カ月より少くない期間の経過後に、終局的なものとされることができる。
- ② この期間中、いずれの当事者も、法律の規定または訴訟における裁判所の決定によって命じられた方法により、仮判決が共謀によって得られたこと、または裁判所の面前に提出されなかった重要事実を理由に、それが終局的なものとされるべきでない理由を提示することができる。
- ③ 訴訟の進行中または判決が終局的のものとされる以前に、誰れでも、事件の正当な判断または裁判所の管轄権に影響を及ぼす重要な事項を検事総長に通報することができ、検事総長は、必要または便宜と判断する手段をとることができる。
- ④ このような状報その他により、訴訟の当事者が、事件の正義に反して、婚姻解消または婚姻無効の判決を得るため共謀しているか、共謀していたこと、または重要事実が裁判所の面前に提出されなかったことにつき、疑いをいだくとき、検事総長は、事件に介入し、かつ、仮判決が終局的なものとされるべきでない理由を提示することができる。
- ⑤ 理由が提示されるとき、裁判所は、終局判決を言渡し、仮判決を取り消し、もしくはさらに調査を請求し、または他の方法で正義の要求に従い、事件を処理することができる。
- ⑥ 裁判所は、検事総長の費用も含め、提示された理由および介入から生じた費用につき、妻が特有財産を所有し、それが相当と判断するとき、当事者または彼等の1人または数人によって支払われるべきことを命じることができる。
- ⑦ 1941年6月9日の前後を問わず、仮判決が取得され、かつ、判決を

取得した当事者により、判決を終局的なものとするべき申立がなされない場合に、該当事者がこの申立をすることができた最初の日から3カ月を経過したとき、いつでも、仮判決が不利に言渡された当事者は、自由に、裁判所に申し立て、かつ、裁判所は、この申立にもとづき、判決を終局的のものとし、仮判決を取り消し、裁判所が適切と判断するように、事件をさらに審理し、または他の方法で処理する権限をもつものとする。

[1941年の Ordinance 25 により、⑦を代置]

第18条 ① 裁判別居のための訴状は、夫または妻により、それを理由に婚姻解消のための訴状を提出することができた原因にもとづき、または配偶者権回復の判決および婚姻解消のための訴状の提出にもとづく裁判所の義務に関する本法第8条の規定が履行されていないことにもとづき、裁判所に提出されることで、かつ、この請求が容認されるか棄却されるための事情は、同様に、裁判別居のための訴状に適用するものとする。

[1941年の Ordinance 25 により代置]

② 裁判別居の判決は、現行法のもとで、別居判決の効力および以下に記載される法律上の効力をもつものとする。

第19条 ① 妻が夫と裁判別居中に死亡したとき、彼女の財産は、彼女が無遺言で死亡する前に夫がすでに死亡しておれば帰属すべきところに、与えられるものとする。

② 裁判別居にもとづき、妻に扶養料を支払うべき判決が言渡され、または命令がなされた場合に、夫によって正当な支払いがなされないとき、彼は、妻の必要のために供給された生活必需品の債務を負わされるものとする。

③ 本法は、妻が別居中いつでも、彼女自身および彼の夫に与えられた共同の権限の行使に加わることを妨げないものとする。

第20条 ① 裁判別居の判決が言渡された夫または妻は、事情により、妻または夫の申立により、その後いつでも、この判決が彼または彼女の欠席のまま言渡されたこと、かつ、遺棄が判決の原因であったとき、主張

された遺棄には合理的な口実のあったことを理由に、判決の取消しを求め、裁判所に訴状を提出することができる。

② 裁判所は、訴状の申立が真実であることを確信するとき、それに応じて、判決を取り消すことができる。

配偶者権の回復

第21条 ① 夫または妻の一方が、合理的な口実なしに、他方との付き合いから身を引くとき、妻または夫は、配偶者権回復のため、裁判所に訴状を提出することができる。

② 裁判所は、訴状の陳述が真実であると確信し、かつ、申立が許されるべきでない法律上の理由がないとき、それに応じて、配偶者権回復の判決を言渡すことができる。

第22条 配偶者権回復のための訴状に対する答弁において、裁判別居の訴訟の原因でなかったことを主張できないものとする。

第23条 ① 配偶者権回復の判決は、逮捕によって強制されないものとする。

② 妻による申立の場合に、裁判所は、判決を言渡すとき、さらにその後、いつでも、判決が裁判所によって制限された期間内に履行されないとき、被告は原告に対し、正当な定期的支払いをするよう命じるものとする。

③ 裁判所は、それが適切と判断するとき、夫が妻に対し、裁判所を満足させるように定期的支払いをするよう命じ、かつ、そのために、すべて必要な当事者によって発行されるべき、適切な捺印証書または文書の作成および承認に向け、登録官または弁護士に、基礎事項を付託することができる。

第24条 配偶者権回復のための申立が夫による場合に、妻がある財産につき占有権もしくは復帰権をもつこと、または取引の利益もしくは所得をうけ取っていることが裁判所に明らかにされるとき、裁判所は、それが

適切と判断するとき、原告および婚姻による子供の利益のため、この財産の全部または一部につき、裁判所の満足のいくように、セトルメントを設立するよう命じることができるし、または取引の利益もしくは所得につき、裁判所が合理的と判断する部分が、被告によって、彼自身の利益のために原告に、婚姻による子供の利益のために原告もしくは他の誰れかに、または彼等の一方もしくは誰れかに、定期的に支払われるよう命じることができる。

第25条 裁判所は、金銭の定期的支払いのための命令を、支払時期を変更し、金額を増加または減少して、変更または修正することができるし、支払いを命じた金銭の全部または一部につき、一時的に延期し、かつ、裁判所が適切と判断するように、同じ命令の全部または一部を再び復活させることができる。

第26条 被告が配偶者権回復のための裁判所の命令に従わないとき、被告は、合理的な理由のない遺棄の罪があるとみなされ、裁判別居の訴訟は直ちに提起されることができ、かつ、配偶者権回復の判決に従わないときから2年の期間が経過しなくとも、裁判別居の判決が言渡されることができる。

損害賠償額および訴訟費用

第27条 ① 夫は、婚姻解消もしくは裁判別居のための訴状、またはその目的にのみ制限された裁判所への訴状において、ある人が原告の妻と姦通を犯したことを理由に損害賠償を求めることができる。

② 訴状は、いわゆる姦夫および妻に送達されるものとする。ただし、裁判所が送達を免除し、または他の方法によって代えることを命じるときは、この限りでない。

③ 訴状にもとづき回復されるべき損害賠償額は、被告または彼等の誰れかが出廷しなくとも、裁判所によって確認されるものとする。

④ 判決が言渡されたのち、裁判所は、いかなる方法で損害賠償額が支

払われるべきかを命じることができる。

第28条 ① 夫によって提出された訴状において、いわゆる姦夫が共同被告とされ、かつ、姦通が立証されたとき、裁判所は、共同被告に対し、訴訟費用の全部または一部の支払いを命じることができる。

② 共同被告は

(a) 被告が姦通の当時、彼女の夫と別居しており、かつ、売春婦の生活をしていたとき、または

(b) 姦通の当時、被告が既婚女性であると信じる理由がなかったとき原告の訴訟費用を支払うよう命じられないものとする。

扶 養 料

第29条 ① 本法のもとで、夫または妻によって提起された訴訟において、妻は訴訟審理中の扶養料を求め、訴状を提出することができる。

② 訴状は夫に送達され、かつ、裁判所は、そこに含まれる姦通が真実であることを確信するとき、適切と判断する訴訟審理中の扶養料を支払うよう、夫に命じることができる。

③ 訴訟審理中の扶養料は、いかなる場合でも、命令の日以前、3年間の夫の純収入の平均の5分の1を越えないものとし、かつ、婚姻解消の判決のとき、判決が終局的なものとなるまで、継続するものとする。

第30条 ① 妻の得た婚姻解消、婚姻無効または裁判別居の判決において、裁判所は、それが適切と判断するとき、夫が妻に対し、裁判所の満足のいくまで、もしあれば妻の財産、夫の能力および当事者の行状を考慮し、妻の生涯を越えない期間、合理的と判断する一時金または年金を支払うよう命じることができ、その目的のため、すべて必要な当事者によって発行されるべき、適切な捺印証書または文書の作成および承認に向け、登録官または弁護士に、基礎事項を付託することができ、かつ、裁判所は、それが適切と判断するとき、捺印証書または文書が正当に発行されるまで、判決の言渡しを延期することができる。

シンガポールの離婚法（村井）

② このような事件で、裁判所は、それが適切と判断するとき、夫に対し、妻の扶養料および扶助料のため、彼女に毎月または毎週、裁判所が合理的と考える金銭を支払うよう命じることができ、かつ、この命令は、第1項のもので命令に付加し、またはそれに代えてなされることができる。

③ 夫が、その後、なんらかの原因で支払いが不可能となると、裁判所は、支払いを命じた金額の全部もしくは一部につき、命令を免除もしくは修正し、または一時的に延期することができ、かつ、裁判所が適切と判断する全部または一部の命令を再び回復することができる。

④ 裁判所が第2項または第3項に記載された命令をし、かつ、裁判所が夫の資産が増加したと確信する場合、裁判所は、それが適切と判断するとき、命令のもとで支払われる金額を増加させることができる。

第31条 裁判所が扶養料につき判決または命令するすべての場合に、それが妻自身または裁判所によって是認される妻のための受託者に支払われるよう、命じることができ、裁判所が便宜と考える条件または制限を課すことができ、かつ、時に応じて、そうすることが便宜と裁判所が判断するとき、新しい受託者を指名することができる。

セトルメント

第32条 ① 妻の姦通を原因とする婚姻解消または裁判別居の判決が言渡され、かつ、妻が財産を所有しているとき、裁判所は、夫、婚姻による子供または双方の利益のために、財産の全部または一部により、合理的と判断するセトルメントを設定するよう命じることができる。

② 婚姻解消もしくは裁判別居の判決の言渡るとき、またはその後、裁判所の命令により発行される証書は、発行のときに妻の身分による無能力が存在するにかかわらず、有効とみなされるものとする。

③ 裁判所は、第27条のもとで回復された損害賠償額の全部または一部が、婚姻による子供の利益のため、または妻の扶養料を準備するため、

セトルメントとされることを指示することができる。〔1941年の Ordinance 25 により修正〕

第33条 ① 婚姻解消または婚姻無効の終局判決ののち、裁判所は、判決をうける当事者のうえに設定された婚姻前または婚姻後のセトルメントの存在を調査することができ、かつ、セトルメントとされた財産の全部または一部の利用につき、夫、妻もしくは婚姻による子供の利益のため、または子供および両親の双方の利益のため、裁判所が適切と判断する命令をすることができる。

② 裁判所は、子供の費用において、両親の双方または一方の利益のため、いかなる命令もしないものとする。

第34条 裁判所がある財産をセトルメントとし、または現存のセトルメントの条項を変更するよう指示する権限をもつとき、裁判所は、

- (a) 受託者を指名し
- (b) 適切と判断する条項を含む文書が準備されるよう命令し
- (c) すべて必要な当事者に同じものを発行するよう命令し
- (d) 時に応じて、新しい受託者を指名し、かつ
- (e) それらの指示を実行するのに必要と判断するすべての他の行為をすることができる。

子 供 の 監 護

第35条 ① 婚姻解消、婚姻無効、裁判別居または配偶者権回復の訴訟において、裁判所は、手続のどの段階でも、また終局判決が言渡されたのちでも、彼等の両親が訴訟の主体となっている未成年の子供の監護、扶養および教育につき、適切と判断する命令をすることができ、かつ、その命令を変更または免除し、それが適切と判断するとき、子供を裁判所の保護のもとにおくための手続を指示することができる。

② 裁判所は、それが適切と判断するとき、婚姻解消または婚姻無効の判決により、夫または（彼女の夫の精神病を原因として妻による婚姻解

シンガポールの離婚法（村井）

消のための訴状のときは）妻に対し、子供のために、裁判所が合理的と判断する一時金または年金を保証するよう命じ、かつ、裁判所は、その目的のため、すべて必要な当事者によって発行されるべき適切な捺印証書または文書の作成および承認に向け、登録官または弁護士に付託されるよう命じることができる。ただし、ある金銭が子供の利益のために保証される期間は、子供が21歳に達する日を越えないものとする。〔第2項は1941年の Ordinance 25 により追加〕

第36条 ① 婚姻解消または婚姻無効のための訴状が提出されたとき、第29、30、32および35条のもとでの手続は、裁判所の規則に従い、訴状が提出されたのち、いつでも開始されることができる。ただし、（第29条による金銭支払のための仮命令を除き）前示諸条のもとでの命令は、仮判決が言渡されるまで、なされないものとし、かつ、捺印証書もしくは文書の準備、作成もしくは承認に関するものを除き、命令および命令に従ってなされたいかなるセトルメントも、判決が終局的なものとなるまで、効力をもたないものとする。

② 前示第29条および第30条は、彼女の夫の精神病を原因として、妻により婚姻解消または裁判別居のための訴状が提出されるとき、夫を妻に置き換え、また妻を夫に置き換え、かつ、あたかも彼の妻の精神病を原因として、夫により婚姻解消または裁判別居の訴状が提出されかのように、裁判所は、前示諸条のもとで、裁判所の指示により被告を引き受ける人に、扶助料または扶養料の支払いを命じることができる。〔1941年の Ordinance 25 により挿入〕

訴 訟 手 続

第37条 本法のもとでのすべての訴訟手続は、この規定に従い、最高裁判所の規則によって定められるものとする。

第38条 ① すべて訴状は、請求の基礎となる事実および第4条のもとで裁判所の管轄権に影響を及ぼすすべての事実を陳述するものとし、かつ、

宣誓供述書によって立証され、審理において証拠として引用されることができる。

② 婚姻解消、婚姻無効または裁判別居のための訴状には、原告および被告の間に共謀または承認は何も存在しないことを陳述するものとする。

第39条 ① 本法のもとで、管轄区域外への訴状の送達は、裁判所によって許可されることができ、かつ、送達は、最高裁判所の規則のもとで行われる呼出状の送達の方法にできる限り近い方法で行われるものとする。

② 裁判所は、それが必要または便宜と判断するとき、送達を全く免除することができる。

第40条 ① 本法のもとでの訴訟において、当事者および当事者の夫および妻は、証拠を提出する資格があり、かつ、提出を強制されるものとする。

② 訴訟の当事者かどうかを問わず、証人は、彼または彼女に姦通の責があったこと示すのに役立つ尋問をうけたり、それに答弁するよう強制されないものとする。ただし、証人が、その訴訟において、彼または彼女に主張される姦通の反証として、すでに証拠を提出していたときは、この限りでない。

第41条 本法のもとで、訴訟手続の全部または一部は、裁判所がそれを適切と判断するとき、非公開で審理されることができる。

第42条 裁判所は、本法のもとでの訴訟の審理を延期することができ、かつ、それが適切と判断するとき、さらに証拠を要求することができる。

控 訴

第43条 ① 本法のもとでの訴訟手続において、裁判所によってなされるすべての判決および命令は、その固有の民事管轄権の行使として裁判所によってなされた判決または命令であるかのように、強制され、かつ、控訴することができる。

② 婚姻解消または婚姻無効のための訴訟において、仮判決が言渡され

シンガポールの離婚法（村井）

たとき、訴訟に出廷せず、かつ、防禦もしない被告または共同被告は、判決が終局的なものとされるのに控訴することができない。ただし、判決が終局的なものとされる場合に、裁判所がそれを許可するときは、この限りでない。

③ 婚姻解消または婚姻無効の終局的命令に対するいかなる控訴も、仮判決に対して控訴する時間と機会をもちながら控訴しなかった当事者の利益のためには、認められないものとする。

④ 訴訟費用のみについて、控訴はないものとする。

第44条 植民地裁判所からの控訴について、評議会における国王により、時に応じて作られる規則に従いながら、本法のもとで事件が控訴に適している旨を控訴裁判所が宣言するとき、誰れでも、評議会における国王に控訴することができる。

再 婚

第45条 婚姻解消もしくは婚姻無効の終局判決に対し、控訴裁判所もしくは評議会における国王に控訴するために制限された期間が経過し、判決に対する控訴が提起されなかったとき、または控訴が棄却されたとき、関係当事者は、すぐにではないが、前婚が死亡によって解消されたかのように、再婚することができる。

雑 則

第46条 ある人が婚姻当事者と姦通を犯したと非難される場合、またはまだ訴訟当事者になっていない人の利益のため、裁判所が、この人を訴訟当事者にすべきであると考える場合に、裁判所は、それが適切と判断するとき、正当な条件のもとに、訴訟への参加を許可することができる。

第47条 第4条および第6条のもとで訴状を提出することができない人は、彼の妻の姦通を理由とする訴状を提出できないものとする。

第48条 妻が夫に遺棄されたとき、または彼女の夫が、外国人の追放につ

き当分の間効力をもつ法律のもとで、植民地より追放され、かつ、夫が遺棄または追放の直前に植民地に居住していたとき、裁判所は、本法第4条1項に反するにかかわらず、婚姻解消のための訴状およびそれにもとづく手続について、夫が遺棄または追放後に彼の住所を変更したにかかわらず、管轄権をもつものとする。

本条において、植民地からの追放とは、追放法 (the Banishment Ordinance) のもとでの追放および排除を含むものとする。[1941年の Ordinance 25 により挿入]

第49条 ① 最高裁判所の判事またはその1名が首席判事となる3名の判事は、本法のもとでのすべての訴訟手続に支払われるべき手数料および訴訟費用を決定し、かつ、規正する規則および彼等が本法のもとで便宜と判断する訴訟手続についての規則を制定することができる。

② このような規則は、本法のもとでの訴訟手続で使用される書式を定めることができる。[1939年の Ordinance 39 により第2項を代置]

③ 本法のもとで判事によって作成され、首席判事の手手で認証されたこのような規則の写しは、首席判事により、立法議会の面前におかれるため、総督のもとに移送されるものとする。

④ このような規則は、官報に掲載されるものとし、かつ、その公告の日またはそこで定められた他の日に、効力を生じるものとする。

⑤ このような規則は、公告後の最初の集会において、立法議会の面前で制定されるものとし、かつ、立法議会の決定により、全部または一部、不認可とされることができ、不認可となった規則のもとでなされた事項の有効性を侵すことなく、かつ、新しい規則の作成を妨げない。
[1939年の Ordinance 39 により第4項および第5項を代置]